

平成27年第3回定例会 9月7日

日程第7. 認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第7. 認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 それでは、認定第5号についてご説明いたします。平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度における南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。

3ページをお願いいたします。平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が2,979万円で、歳出の決算額が2,052万5,000円となっております。決算額を前年度と画すると、歳入においては1,568万8,000円（42.8パーセント）の減、歳出においては1,526万2,000円（42.6パーセント）の減となります。歳入が減となった主な理由としましては、繰入金の減によるものです。歳入の主な内訳は、集落排水使用料が477万8,000円（22.8パーセント）、繰越金88万円（4.2パーセント）、一般会計から1,522万5,000円（72.6パーセント）の繰入れを行っております。

次に、歳出の主な内訳は、農業集落排水事業費1,491万9,000円（72.7パーセント）、公債費560万7,000円（27.3パーセント）となっております。

次のページに、ただいまご説明いたしました歳入歳出と農業集落排水使用料の収入済額が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。決算調書の416ページをお願いいたします。収入未済額で2款1項1目1節. 農業集落排水使用料の現年度分については、不納欠損はなく、収入未済で10件、3万1,699円となっております。同じく2節の滞納繰越分については、不納欠損が1件、7,631円、収入未済4件、5,907円となっております。9月1日現在で現年度分は収入済となっております。滞納繰越分については、未収入件数が4件、金額が5,907円となっております。歳入の予算現額と調定額の増減100万円以上及び不用額50万円以上についてはございませんでした。以上で、平成26年度南風原町農業主産排水事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成27年第3回定例会 9月7日

○議長 宮城清政君 これで認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。